

基準単価の個別協議について

厚生労働省の通知に基づき、個別協議は下記のとおり取り扱います。

1 個別協議について

集団感染等の発生したかかりまし経費について実施要綱に定める基準単価では、介護サービスを継続して提供することが困難となり、特別な事情により基準単価を超える必要がある場合には個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、介護サービス事業所・施設等に対して基準単価の上乗せを行うことができます。

ただし、令和5年度(令和5年4月1日以降)に生じたかかりまし経費の個別協議については、施設内療養に要する費用を除いて個別協議を行います。

2 個別協議の対象事業所・施設等

新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等(国実施要綱3(1)ア(ア)(県要綱:第5条(1)又は第5条(3))に該当する事業所・施設等)

- ① 集団感染(同時期に同事業所・施設等で複数の感染者等が発生)が起きた場合
- ② ①ではないが、一定期間(最初の感染者等の発生からおよそ1ヶ月間)の間に連続して感染者等が発生した場合
- ③ ①及び②以外の場合で、感染者等が発生した事業所・施設等において、一定期間経過後に再度感染者等が発生した場合
- ④ その他(①~③以外)「特別な事情」に該当し、やむを得ず施設内療養を行う場合

3 引き上げ額

個別協議の対象となる事業所・施設等(上記2)は、実施要綱に定められた基準単価に必要額を加えた額まで協議の対象とすることができます。厚生労働省との協議が整えば、認められた必要額まで引き上げることが可能となります。

ただし、引き上げの限度額は、小規模施設等にあつては1施設当たり二百万円まで、大規模施設等にあつては1施設当たり五百万円までとなります。引き上げの限度額については、令和5年度(令和5年4月1日以降)以降、施設内療養に要する費用が基準単価の範囲外となった後も、施設内療養に要する費用に対して同様に設定します。

4 個別協議の手続き方法

個別協議の対象事業所・施設等で個別協議を希望する場合は、申請を行う際に個別協議を希望する旨を御連絡いただくとともに、作成した個別協議様式（電子ファイル）をメールに添付し、提出期限までに所定のメールアドレスへ送信してください。県は個別協議を希望する事業所・施設等の個別協議書等を取りまとめ、厚生労働省へ一括して協議を行います。

連絡先 055-223-1455（健康長寿推進課 介護サービス振興担当）

メールアドレス chouju@pref.yamanashi.lg.jp

<個別協議の提出期限>

申請書類等の提出期限と同様 申請書類等の提出とあわせて個別協議書（電子ファイル）をメールにて提出

※個別協議書を紙で郵送のみの場合は受け付けませんので御注意ください。

※個別協議を希望する場合は、申請書類等の提出時点で、申請書類等とあわせて個別協議書を提出してください。

※一括して協議を行うため数ヶ月は時間を要します。また、提出される資料についての問い合わせをさせていただく場合があります。